

未来の科学者育成推進業務 仕様書

1. 業務名

未来の科学者育成推進業務

2. 業務の目的

本業務は、民間の活力、専門性を活用し、外部の講師による説明及び科学実験や実演を通して、次世代を担う子どもたちが科学技術に対する理解を深め、科学分野の様々な事象に対する興味、関心、意欲、探求心を伸ばしていくきっかけづくりを行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

4. 委託内容等

（1）事業概要の作成

- ① 受託者は、契約締結後速やかに、事業概要書を作成し、発注者の承諾を受けること。
- ② 事業概要書において、実施可能な出前授業一覧及び科学教室一覧を記載すること。
- ③ 出前授業一覧及び科学教室一覧の作成にあたっては、付表1「未来の科学者育成推進事業（出前授業）授業一覧」を参考として、実施可能な事業内容を提示すること。
- ④ 受託者は、発注者の求めに応じて、事業内容、実施体制等について説明を行うこと。
- ⑤ 事業の実施にあたっては、本業務に係る責任者及びその他必要な人員を置き、発注者または学校との事前打合せで詳細を確認し、遅延なく業務を実施すること。

（2）出前授業の実施

下記の要領に従い、出前授業を実施すること。

- （ア）対象 豊中市立各小学校 38 校、豊中市立各中学校 16 校、豊中市立義務教育学校 1 校のうちで希望する学校（小学校・義務教育学校（前期課程）理科室クラブ等放課後の活動も含む。）
- （イ）会場 豊中市立小学校・中学校・義務教育学校
- （ウ）内容 付表1「未来の科学者育成推進事業（出前授業）授業一覧」を参考とした出前授業一覧にもとづき実施すること
- （エ）定員 1 回あたり 40 人（1 学級）を基本とする。
- （オ）時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時までの間で学校が希望する時間帯で受託者が調整可能な日時に実施すること。

- (カ) 回数 ・年間の実施回数は、1 時限枠を 10 回、2 時限連続枠を 10 回の、計 20 回を標準とする。ただし、学校側の実施要望の多寡等の事由により実施回数が標準回数と異なる場合があるものとする。(実施回数が標準回数と異なる場合について、契約時に取り決めた単価にもとづき、実施回数に応じた支払いとする。)
- (キ) その他 ・受託者は、学校が希望する日程や内容等を簡単に選ぶことができる申込フォームを作成し、共有すること。
・申込から実施までの流れを簡単に説明する資料を作成し、共有すること。
・学校からの申込に応じて、学校との日程調整を行うこと。
・学校との事前打合せを実施し、詳細を学校側の担当者と確定すること。また、その後もメール等でのやり取りでスムーズな運営ができるようにすること。
・学校への事前訪問が必要な場合は、学校長の許可を得て行うこと。
・発注者及び学校に対して、当該出前授業の実施日の 1 週間前までに、別紙 1「出前授業計画書」を提出すること。
・受託者は、授業において講師以外に実験アシスタント 1 名以上を派遣するものとし、円滑な授業の実施及び安全管理を図ること。

(3) 科学教室の実施

下記の要領に従い、科学教室を実施すること。

- (ア) 対象 小学生
- (イ) 会場 豊中市教育センター 科学実験室
- (ウ) 内容 科学実験を中心とした体験講座
- (エ) 定員 1 回あたり 24 人を基本とする。
- (オ) 開催日 令和 5 年 (2023 年) 9 月 9 日 (土) (予定)
- (カ) 時間 1 回あたり 60 分
- (キ) 回数 1 日 2 回
- (ク) 参加者負担額 (参加費) 無料
- (ケ) その他 ・科学教室の内容、実施時期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
・発注者との協議後、速やかに別紙 3「科学教室計画書」を提出すること。
・参加者の募集は発注者が行うものとする。
・発注者に対して、当該出前授業の実施日の 1 週間前までに、別紙 1「出前授業計画書」を提出すること。

- ・受託者は、授業において講師以外に実験アシスタント1名以上を派遣するものとし、円滑な授業の実施及び安全管理を図ること。

(4) 報告書について

- ①受託者は、当月に実施した事業分について、別紙2「出前授業報告書」及び別紙4「科学教室報告書」を翌月15日までに発注者へ提出すること。
- ②受託者は、本事業終了後1ヶ月以内に、本事業の取組状況についての報告書として、事業の実施風景の写真やアンケート調査結果を含む事業完了報告書（任意様式）を作成し、発注者へ提出すること。なお、作成内容については発注者と調整すること。

(5) 業務遂行上の留意点

- ①受託者は、必要に応じて発注者との情報交換を行い、業務の進捗状況を共有すること。
- ②受託者は、事業内容に変更の必要が生じた場合は、発注者と協議すること。
- ③受託者は、本業務に従事する者（コーディネーター）に対して、授業の実施がスムーズに行われるよう適切に対応しているかを随時確認すること。
- ④受託者は、本事業に対するニーズや利用者層、満足度等について把握し、今度の検討に活用するため、アンケート調査を行うこと。なお、アンケートの内容や実施回数、実施方法については発注者と別途協議を行うものとする。
- ⑤受託者は、近距離での会話や人と人との接触が必要な事業を実施する場合については、必要に応じて新型コロナウイルス感染症等に対する感染拡大防止措置を講じて本業務を実施すること。
- ⑥万一、受託者の責に帰すべき事由によって学校、教職員、児童生徒、事業参加者等に損害を負わせる事象が発生した場合は、受託者が賠償等の責任を負うこと。
- ⑦受託者は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、業務によって知りえた個人情報が第三者に流出することのないようにすること。また、報告書の作成に必要な授業風景の写真を撮影する際、顔が写りこまないようにするなど個人が特定されることのないよう配慮すること。
- ⑧受託者は、本事業において、他事業の勧誘、チラシ配布等の行為は行わないこと。
- ⑨受託者は、発注者の許可なく、本事業の実施内容や写真等を、会社の広報等に利用しないこと。

5. 委託料の請求と支払い

委託料は月額払いとし、発注者は受託者からの報告書を確認した後、請求を受けた日から起算して30日以内に請求代金を支払うものとする。

6. 経費等

- (1) 発注者及び学校との事前打合せや連絡、本事業に使用する物品、物品準備、物品運搬、実施、後片付け、不要物品の廃棄、打合せや事業の実施に伴う交通費、報告書類作成に係る一切の経費は、受託者が負担すること。
- (2) 学級閉鎖や天変地異その他やむを得ない事由により、本事業の実施が困難になった場合においては、可能な限り日程変更に対応するとともに、変更前の準備段階で発生した経費については受託者の負担とすること。

7. 再委託等の制限

本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって発注者に申請し、承諾を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

8. 機密の保持

- (1) 受託者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (2) 受託者及び本業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

9. その他

- (1) 出前授業の進め方については、学校との打ち合わせにより詳細を協議し、実施する。
- (2) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項または記載事項の解釈について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受託者が協議し、定めるものとする。
- (3) 受託者は、複数の連絡手段を確保し平日の9:00～17:00において電話連絡等を取れる体制を整備すること。

10. 連絡先

大阪府豊中市螢池中町 3-2-1-600 ルシオーレビル 6 階
豊中市教育センター ICT 教育推進係
電話番号 06-6844-5294 FAX 番号 06-6840-8127
E-mail keikaku@city.toyonaka.osaka.jp